

総合規制改革会議特区ワーキンググループ

ヒヤリング資料

平成15年2月6日

農林水産省農村振興局
農村政策課

構造改革特区の第2次提案に対する農林水産省の回答

農地の権利移動後の合計面積要件の緩和（1月31日、構造改革特区推進室公表）

特例要望事項	制度の現状	該当法令 ・条項等	措置の 分類	措置の内容	措置の概要（対応策）
<p>農業に取り組もうとする個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件（都府県は50a、道は2ha以上）の緩和</p>	<p>新たに農地に関する権利を取得しようとする場合には、権利取得後の農地面積は北海道では2ha、都府県では50a以上必要。ただし、都道府県知事が、農林水産省令で定めた基準に従い、別段の面積を定めた場合は、その面積。</p>	<p>農地法第3条第2項第5号</p>	<p>B （全国的に対応）</p>	<p>（省令・告示上の手当てを必要とするもの）</p>	<p>都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する（平成14年度中に検討）。</p>